

特定非営利活動法人 TFG 事務局規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 TFG（以下「当法人」という。）の事務処理の基準及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職員等)

第2条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 専任職

(職員の職務)

第3条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、事務局に事務を統括する。
- (2) 専任職は、業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、理事長が行う
2 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし重要な事務は、理事長の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第6条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。
2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第7条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」

に定める。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。